

写

保医発0428第3号  
平成23年4月28日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の  
留意事項について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）について下記のとおり改正し、本日より適用することといたしましたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1第2章第13部第1節N005の(1)中「乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、」及び(3)を削除する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>N005 HER2遺伝子標本作製</p> <p>(1) HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</p> <p>(2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(3) 治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>N005 HER2遺伝子標本作製</p> <p>(1) HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</p> <p>(2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(3) 治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。</p>